

下水道資材価格調査業務委託特記仕様書

高松市都市整備局下水道部下水道整備課

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、高松市の発注する建設工事に使用する建設資材、工事費の取引（市場）価格の実態を調査し、設計積算等の資料とすることを目的とする。

1.2 標準仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書の他に次の技術基準に従い履行するものとする。

ア 土木技術審査証明書

イ その他の関係技術基準

1.3 業務の内容

（１）業務は、履行期間内において、高松市が依頼する建設資材、工事費の取引（市場）価格を調査し、報告するものとする。

（２）調査依頼は、打合せ簿により通達するものとする。

1.4 業務の履行期間

契約締結の日から令和８年２月２７日までとする。

1.5 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.6 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たっては、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.7 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.8 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.9 公益確保の責務

受注者は業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.10 提出書類

（１）受注者は、業務の着手及び完了に当たっては、高松市の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

ア 着手届 イ 工程表 ウ 完了届 エ 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

1.11 管理技術者及び技術者

（１）受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

（２）受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.12 工程管理

受注者は工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.13 成果品の審査

- (1) 受注者は、高松市から調査依頼を受けた後、90 日以内に成果品を提出し、高松市の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 成果品の審査及び業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.14 引渡し

成果品として本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、高松市の検収員の検査をもって業務の完了とする。

1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、高松市、受注者協議の上、これを定める。

1.16 不当要求行為の排除について

受注者は、業務の実施に当たり、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業等不当要求行為を行うすべての者をいう。）から不当要求行為（不当又は違法な要求並びに業務妨害その他発注業務等の適正な履行を妨げる一切の不当又は違反な行為をいう。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届けること。
- (2) 暴力団等等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注報告するとともに所轄の警察署に被害届を提出すること。